

事務局説明資料

令和8年3月

内閣府知的財産戦略推進事務局

- 第1回コンテンツ産業官民協議会等で議論が行われた論点のうち、制作現場の取引・就業環境や海賊版対策については、官民投資ロードマップや知財計画2026を通じた検討と、現場レベルでの改善が必要。
- こうした課題にきめ細かく議論を行い、官民が連携し戦略的かつ機動的に対応するため、クリエイティブ戦略タスクフォースとコンテンツ戦略ワーキンググループを合同開催する。

アジェンダ

○ 取引・就業環境整備

- 制作現場の処遇改善と持続可能な創作環境を実現するために、就労形態・報酬構造、新人育成期間の待遇、制作現場の取引環境、放送分野の取引・就業環境について議論を行う。

○ 海賊版対策の強化

- 国際的な知財保護と国内外での権利行使を強化するために、国際連携・海外相談窓口の整備、民間団体の権利行使支援や権利者企業等へのサポートの強化について議論を行う。

現状と課題

- クリエイターは発注者・メディアとの関係において劣位な立場に置かれることが多い。事前に業務内容や報酬額、支払時期などが書面等で明示されないまま業務に従事せざるを得ないという課題が存在。
- 公取委は昨年12月、映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査報告書を公表した。
- 海外プラットフォームとの間で十分な協議が行われる必要があると認識。売上の一部が、国内に還流しないことも課題。

独禁法・取適法・フリーランス法
上問題となり得る行為違反となり得る
類型及び適用法令

不十分な取引条件の明示、明示の遅滞

- ・ 取引条件の明示義務（取適法、フリーランス法）
- ・ 優越的地位の濫用を誘発する行為（独禁法）

著しく低い取引対価（制作委託費、報酬水準）・一方的な取引対価の設定

- ・ 買ったたき（取適法・フリーランス法）、協議に応じない一方的な代金決定（取適法）
- ・ 優越的地位の濫用（独禁法）

期間延長等に伴う追加制作委託費（報酬）の不払

- ・ 不当な給付内容の変更・やり直し等（取適法、フリーランス法）
- ・ 優越的地位の濫用（独禁法）

論点（案）

- **映適（日本映画制作適正化機構）認定の拡大や、国の支援事業における映適認定等への加点または要件化等を進めることが必要ではないか。**
- **取引環境において問題となり得る行為を防止するための実態調査報告書の周知や、当事者がとるべき行動に対する指針の策定が必要ではないか。（映画・アニメの制作現場における実態調査結果を踏まえた指針の策定）**
- 急速に成長するアニメ産業の持続的な発展に向けて、映画業界が作成した映適取引ガイドラインを参考にしつつアニメと映画の製作の差異も踏まえながら、優れた就業環境の見える化を目的とした事業活動や作品を認定する制度の創設に向けた取組の推進（ア二適（仮称））が必要ではないか。
- 海外売上の一部が国内に還流せず、海外に流出している状況を改善するため、例えば①**ライセンスビジネスから配給・卸売への業態転換や、②プラットフォームとの契約の改善・透明化**が必要ではないか。
- 他産業に比べ流動的な働き方が特徴である制作現場において、特に育児をしている人の働きやすさの確保・向上のため、**託児サービスの在り方や導入とその支援**について検討が必要ではないか。

(労働環境整備)

- クリエイターが能力を十分に発揮するために、安全性や納得感のあるルールが確保された現場環境を整えていく必要。
- ハラスメント防止、インティマシー・コーディネーターの導入、チャイルドケア等の仕組みを整え、安心して働ける現場づくりを進めるべき。
- フリーランスや小規模事業者が安心して働けるよう、労働時間や報酬の明確化、職業的権利の保護を強化すべき。

(労働時間規制)

- 働き方に個人差が大きい実態を踏まえ、一律的な労働規制ではなく柔軟に働ける環境を整備すべき。

(人材育成)

- 新人が生活できない賃金体系を改善し、若手が定着できる環境を整えるべき。
- 制作スタジオが新人育成コストを負担できない構造を是正するため、金銭的支援や研修機関の整備を進めるべき。

(取引環境整備)

- スマホ新法（を受けた規制対象事業者の対応）が、本来の趣旨と異なり、事業者に対して新たな負担を強いているためゲーム業界にとって新たな課題になっている。多様な決済手段が実効性を持って選択肢となり得るよう、自由で公正な市場の実現をお願いする。

- 経済産業省では、日本映画制作適正化機構の立上げ、検討会の開催、ガイドライン作成・フォローアップ等を支援

映適機構・関係団体との映画制作現場の適正化に向けた検討会の開催に関する支援

- 令和元年度に実施した経済産業省の調査を契機に議論開始。約4年間かけて、令和5年3月に映適取引ガイドラインを策定。令和5年4月から運用開始し、その後フォローアップを実施。経済産業省はいずれも支援。

【令和7年度 開催実績】

第1回：2025年6月17日	取引適正化に向けた自主行動計画の改訂及び調査内容の検討
第2回：2025年10月9日	ヒアリング調査中間報告・ガイドライン改訂に向けた議論
第3回：2025年12月19日	ヒアリング調査中間報告・目安箱調査中間報告
第4回：2026年3月12日	映適取引ガイドライン改訂・将来的に検討すべき事項の確認



- 令和7年度においても、映適取引ガイドラインの検証・検討を実施するために、映適機構及び関係団体の有識者で構成される「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン等に関する検証・検討会議」を開催し、フォローアップやガイドライン改訂に向けた議論のサポートを実施。

【映適取引ガイドライン改訂予定内容抜粋】

改訂前：作業・撮影時間は1日あたり**13時間以内**（みなし1時間+1時間=合計2時間の準備・撤収時間を含む）とする。

作業・撮影時間が**13時間を超える場合は10時間以上**のインターバルを設ける。

改訂後：撮影時間は段取り開始（リハーサル）から最終カットOK（撮影終了）まで**11時間**を原則とする。

1週間の撮影時間は「11時間×撮影日数」を超えることはできない。**撮影終了から翌日の段取り開始まで12時間以上**のインターバルを設けること。

改訂前：週に少なくとも1日は撮休日を確保。それに加え、2週間に1日の完全休養日を確保。

改訂後：週に少なくとも1日は撮休日を確保。それに加え、2週間に1日の完全休養日を**必須**とする。

- 経済産業省と文化庁の海外展開を念頭に置いたプロダクション支援事業等において、映適遵守に加点や補助上限の加算を実施。

JLOX+ 国内映像制作支援事業（プロダクション・ポストプロダクション支援）における加点（経済産業省）

- 事業者がグローバル市場に展開できる高品質な映像作品を制作する際に要する費用（※）を補助。

※インティマシーコーディネーター、ベビーシッター等の費用も制作費用として補助。

- 令和4年度補正予算事業から、映適取引ガイドライン遵守をはじめ、制作現場の環境改善に取り組む案件については、採否の審査において加点を実施。

【令和5年度補正実績】

採択件数9件（うち加点された件数9件 ※実写映画作品5件）

【令和6年度補正実績】

JLOX+：採択件数21件（うち加点された件数21件 ※実写映画作品8件）

文化芸術活動基盤強化基金：採択件数15件（うち加点された件数15件 ※実写映画作品8件）

IP360 コンテンツ産業成長投資支援事業（大規模作品制作支援）における要件化（経済産業省）

- 令和7年度補正予算事業で実施する「IP360 コンテンツ産業成長投資支援事業」の大規模作品制作支援において、実写作品については、映適取引ガイドラインの遵守を要件の一つに設定。

日本映画製作支援事業及び国際共同製作映画支援事業における加点等（文化庁）

- 令和5年度事業から、優れた日本映画や国際共同製作映画の製作活動に対して、映適取引ガイドライン遵守をはじめ、制作現場の環境改善に取り組む案件については、採否の審査において加点を実施。併せて申請費用を補助対象経費に追加。
- 令和8年度から、日本映画製作支援事業（劇映画のみ）において映適認定作品について補助上限を加算（2,140万円→2,782万円）。

1 原則

法定労働時間（1日8時間、1週間40時間）、法定休日、時間外及び休日労働、割増賃金

※新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務については、時間外・休日労働の上限が適用されない。【法第36条11項】

※ただし、労働者数10人未満の商業、接客娯楽業等の事業場は、特例事業場として、1週間の法定労働時間を44時間とすることができる。【法第40条】

2 週40時間の範囲内で労働時間を弾力的に配分

①変形労働時間制

一定の期間（変形期間）を平均し、原則1週間当たりの労働時間を40時間以内とするよう特定し、業務の繁閑に応じた労働時間の配分等を行うことができる制度。変形期間は1年単位、1箇月単位、1週間※単位で設定可能

⇒ 例：工場での交替制勤務

※1週間単位の変形労働時間制は、小売業、旅館、料理店及び飲食店の事業のうち、労働者数30人未満の事業場が対象

②フレックスタイム制

労使で一定の期間（3箇月以内）の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で日々の始業及び終業の時刻を自由に決めることのできる制度

⇒ 例：本社、支店等での一般事務

3 みなし労働時間制度

①事業場外みなし労働時間制

事業場の外で業務に従事し、かつ、使用者の具体的な指揮監督が及ばず労働時間を算定することが困難な業務

⇒ 例：具体的な指揮を受けない外回りの営業

②裁量労働制

業務の性質上その遂行方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量に委ねる制度。業務の遂行の手段及び時間配分の決定について、使用者は指示することができない

・専門業務型裁量労働制 ⇒ 例：弁護士、公認会計士等

・企画業務型裁量労働制（企画、立案、調査及び分析の業務）

⇒ 例：本社における経営計画や財務計画の策定業務

4 労働時間の規制が適用除外

①高度プロフェッショナル制度 ⇒ 例：金融商品の開発、ファンドマネージャー、証券アナリスト、コンサルタント

②管理監督者（経営者と一体的な立場にある者） ⇒ 例：都市銀行の支店長、本部の課長

③機密の事務を取り扱う者 ⇒ 例：職務が経営者等の活動と一体不可分である秘書

※①の導入に際しては、年収を1,075万円以上とすることや本人同意等が必要。

調査趣旨

◆ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）

「映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、音楽・放送番組の分野の実態調査に続けて、年明け（令和7年当初）から、映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を行う。」とされた（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版にも同旨の記載あり。）。

◆ クリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境について本調査を実施。

- ◆ 独占禁止法上、取適法上、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となる行為の未然防止の観点から、関係事業者団体等に対して、本報告書の内容の周知を実施中。
- ◆ 本報告書で示された問題の解決に向けた取組が進められるよう、関係省庁と連携しつつ、関係事業者による取組の進捗を注視するとともに、独占禁止法等の違反行為に対しては厳正・的確に対処。
- ◆ 本報告書の内容を基に、映画分野、アニメ分野それぞれについて、独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法及び競争政策上の具体的な考え方を示す指針を策定、公表する予定。

【問題となり得る行為】

	取引段階	問題となり得る行為	違反となり得る類型及び適用法令
製作委員会・ 元請制作会社間の取引	契約段階	◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞	取引条件の明示義務（取適法） 優越的地位の濫用を誘発する行為（独禁法）
		◆ 著しく低い取引対価（制作委託費）・一方的な取引対価の設定	買ったとき、協議に応じない一方的な代金決定（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
		◆ 著作権の無償譲渡	
	制作過程 支払段階	◆ 発注取消し	不当な給付内容の変更・やり直し等（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
		◆ 期間延長等に伴う追加制作委託費の不払	
		◆ 支払遅延（不払）	支払遅延（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
元請制作会社・ 下請制作会社間の取引	契約段階	◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞	取引条件の明示義務（取適法） 優越的地位の濫用を誘発する行為（独禁法）
		◆ 著しく低い取引対価（制作委託費）・一方的な取引対価の設定	買ったとき、協議に応じない一方的な代金決定（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
		◆ 発注取消し	不当な給付内容の変更・やり直し（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
	制作過程 支払段階	◆ 期間延長等に伴う追加制作委託費の不払	不当な給付内容の変更・やり直し等（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
		◆ 減額・支払遅延（不払）	減額・支払遅延（取適法） 優越的地位の濫用（独禁法）
制作会社・ フリーランス間の取引	契約段階	◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞	取引条件の明示義務（フリーランス・事業者間取引適正化等法）
		◆ 著しく低い報酬水準	買ったとき（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法） 協議に応じない一方的な代金決定（取適法）
		◆ 短納期発注による割増料金等の不払	
	制作過程 支払段階	◆ 発注取消し	不当な給付内容の変更・やり直し（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法）
		◆ 期間延長等に伴う追加報酬の不払	不当な給付内容の変更・やり直し等（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法）
		◆ 減額・支払遅延（不払）	減額・支払遅延（フリーランス・事業者間取引適正化等法、取適法）
		問題となり得る行為等	
動画配信事業者・元請制作会社間の取引			協議に応じない一方的な代金決定（取適法）、視聴回数等の情報の開示

※取適法（改正下請法）が令和8年1月1日から施行されているため、取適法の規制に基づいて記載している。

アニメ実態調査における製作委員会・元請制作会社間の調査結果（抜粋）

【取引対価（制作委託費）の設定】

制作委託費の額についての交渉の可否（直近5年間）



- 交渉できたことが多い
- 交渉できなかったことが多い
- そもそも交渉の場が設けられていなかったことが多い

制作委託費の水準の変化（過去10年）



- 上がっている
- 下がっている
- ほぼ変わっていない
- 分からない

制作委託費のみによる営業損益（直近1年間）



- 黒字
- 赤字
- 分からない



- 黒字
- 赤字

制作委託費の他、二次利用料、制作印税、成功報酬等を含めた場合の営業損益（直近1年間）



- 黒字
- 赤字
- 分からない



- 黒字
- 赤字

【追加制作委託費の支払】

追加費用が生じた場合の有無（過去5年間）



- 追加の費用が生じた場合があった
- 追加で費用が生じた場合はなかった
- 分からない

追加費用が生じる場合の交渉の可否（過去5年間）



- 交渉できたことが多い
- 交渉できなかったことが多い
- そもそも交渉の場が設けられていなかったことが多い
- 分からない
- その他

追加費用の支払の有無（過去5年間）



- 全額支払われたことが多い
- 一部のみ支払われて、金額として納得できたことが多い
- 一部のみ支払われたが、金額として納得できなかったことが多い
- 全く支払ってもらえなかったことが多い
- その他

- 平成21年に「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」が策定されて以降、累次の改訂を重ね、現在は第9版（令和8年1月施行）。

1. 背景及び対象

下請代金支払遅延等防止法（現「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」）の対象である「情報成果物作成委託」に係る取引の適正化に対応するため、平成21年2月に策定。

ガイドラインの対象：地上テレビジョン放送、衛星放送、有線テレビジョン放送等を行う放送事業者
放送コンテンツの製作に関わる番組製作会社

2. ガイドラインの目的

- ① 放送コンテンツ製作に関するインセンティブ向上を図り、もって、我が国における放送の発展を目的とする。
- ② 自由な競争環境を整備しながら、番組製作会社のコンテンツ製作に係るインセンティブや創意工夫の意欲を削ぐような取引慣行の改善及び番組製作に携わる業界全体の向上を目指す。

3. 主な内容

○ ガイドラインに主に記載している項目

- 第1章 発注内容等の明示
- 第2章 取引価格の決定
- 第3章 著作権の帰属
 - (1) 著作権の帰属、窓口業務
 - (2) 放送番組に用いる楽曲に関する取引
 - (3) アニメの製作に関する取引
- 第4章 取引内容の変更・やり直し
- 第5章 就業環境の整備
- 第6章 その他
 - (1) 委託代金又は報酬の減額
 - (2) 支払期日の起算日
 - (3) 契約形態と取引実態の相違
 - (4) トンネル会社（みなし適用規定）の規制
 - (5) 中小受託事業者の振興のための取組

○ 問題となり得る取引事例

- 発注内容等の明示が行われていない場合があった
- 取引価格等の決定について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった
- 著作権の帰属について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった

○ 望ましいと考えられる事例

- 放送番組製作委託契約の際、書面が交付されていない場合は、アラートが表示されるシステムを導入している
- 製作会社が著作権を放送局に譲渡する場合には、放送局は製作会社に対し、「著作権の対価」に係る部分を、製作委託費とは別に明示して支払っている
- 制作業務を局と製作会社が共同で行う場合には、著作権を共有する形で契約している
- 取引先との会議は夜間に行わないよう配慮し、会議時間も2時間以内と決まっている

1. 「ガイドライン遵守状況調査」の実施・指導

- 放送事業者が「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を遵守しているか確認するため、年に1度、「放送コンテンツ製作取引実態調査」の結果等を踏まえ、調査エリア（都道府県）を選定した上で、当該エリア内の放送事業者に対し本省及び総合通信局等が中企庁等と連携してヒアリングを実施。
- ヒアリング調査の結果、法令違反と思われる事例については、受託中小企業振興法（振興法）第4条等に基づく指導を実施。
- 令和6年7月、全総合通信局等にコンテンツ適正製作取引調査室を設置し、調査体制を強化。

2. 「放送コンテンツ製作取引実態調査」の実施

- 毎年度、放送事業者及び番組製作会社（約1,700社）に対するアンケートを通じて、放送コンテンツの製作取引に関する実態調査を行い、取引実態や取引構造に係る定量的な分析を実施し公開。

3. ガイドラインの周知及び講習会の実施

- ガイドラインの周知・定着のために講習会を実施。令和6年度は全14回開催し、のべ2,223名が参加。令和7年度においても、7月以降全14回実施。

4. 相談窓口の設置・運用

- ガイドライン遵守に関する法律相談や製作取引の個別具体的な問題について、日本弁護士連合会と連携して、放送事業者・番組製作会社等が弁護士に相談できる専門窓口を設置・運用。
- 寄せられた相談のうち法令違反と思われる事例については、振興法第4条等に基づく指導を実施。

5. 「放送コンテンツ製作に係る就業環境に関する調査」の実施

- 放送コンテンツの製作現場における就業環境の全体像を把握するため、令和8年度に放送事業者・番組製作会社等に対する調査を実施予定。

- 総務省では、放送事業者及び番組制作会社にアンケートを実施し、①書面の交付、②取引価格の決定に係る事前協議、③不適切な取引内容の変更及びやり直し、④働き方改革等の項目について、毎年度の業界全体の改善状況を定量的に把握している。
- 調査対象社に郵送等で通知し、インターネットにて回答（令和7年1月6日発出～同年2月21日締切）。
- 対象社数1,713社中、回答数は861社（放送事業者520社、番組制作会社341社）。回答率50.3%。

< 3カ年比較結果 >

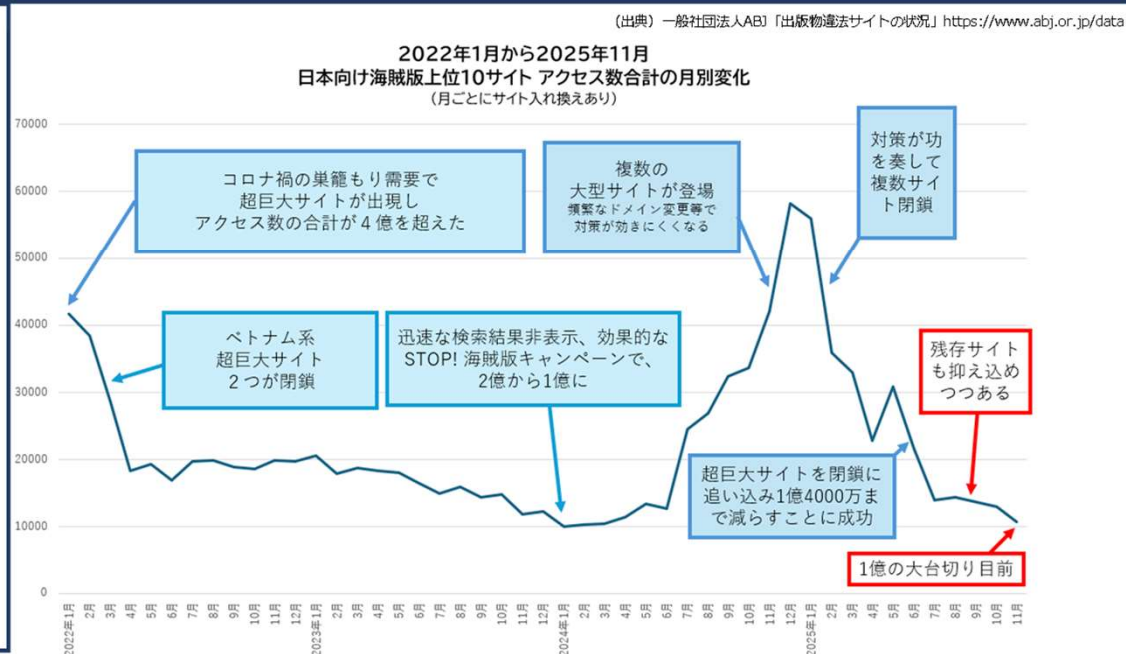
設 問	放送事業者／番組制作会社	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①書面の交付 「常にまたは概ね行っている/受けている」と答えた事業者の割合	放送事業者	94.2%	96.2%	96.3%
	番組制作会社（放送事業者との取引）	77.5%	80.7%	77.2%
	番組制作会社（制作会社間の取引（※））	69.1%	70.9%	70.3%
②取引価格の決定（事前協議の有無） 常にまたは概ね事前協議を行ったと答えた事業者の割合	放送事業者	94.7%	96.8%	96.6%
	番組制作会社（放送事業者との取引）	68.9%	73.6%	71.0%
	番組制作会社（制作会社間の取引（※））	63.6%	63.6%	71.0%
③取引内容の変更及びやり直し 不適切な事例はなかったと答えた事業者の割合	放送事業者	94.4%	96.0%	94.1%
	番組制作会社（放送事業者との取引）	70.9%	73.6%	77.6%
	番組制作会社（制作会社間の取引（※））	67.3%	72.7%	84.9%
④ハラスメント相談窓口の整備 窓口を設置していると答えた事業者の割合 委託先も窓口を利用できると答えた事業者の割合	放送事業者	—	75.7%	76.2%
	番組制作会社	—	59.7%	64.1%
	放送事業者	—	42.2%	51.5%
	番組制作会社	—	46.4%	58.4%

※受注側からの回答

令和6年度回答率50.3%（対象1,713社、回答861社）
 令和5年度回答率48.6%（対象1,690社、回答821社）
 令和4年度回答率54.3%（対象1,596社、回答866社）

現状と課題

- 民間においては、マンガの海賊版サイトをめぐり、大手出版社4社がクラウドフレア社に対して起こした訴訟は、昨年11月、東京地裁が同社の著作権侵害の幫助を認め、総額約5億円の賠償を命じた。
- 訴訟等を通じて、被害額1,249億円相当の外国の海賊版サイト（映像、出版、ゲーム、音楽）を閉鎖に追い込んでいるが、近年被害額は拡大の一途を辿っている。
- 2024年の全国の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は3万3千件を超え、過去最多を更新。
- 日本向け出版物海賊版上位10サイトアクセス数合計は、依然として高水準であり、予断を許さない状況にある。



論点 (案)

- 海外発の海賊版被害等に対応するため**現地での啓発、国別対策の強化、公安当局を含む国際連携・執行等の強化（国際著作権コンソーシアムの創設も含む）、権利者による権利行使の支援や、正規版流通促進（配信・流通プラットフォームの拡大や翻訳人材の育成の支援を含む。）**に官民一体となって取り組むことが必要ではないか。
- 国外の海賊版サイト等による侵害実態の把握を踏まえて、効率的・効果的な対策とするために、AI等の技術を活用し、どのような取組を進めるべきか。
- 海外事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品が税関による取締りの対象となった2022年改正商標法・関税法等を踏まえた関係府省等の連携による模倣品・海賊版に対する厳正な水際取締りの実施が必要ではないか。

(海賊版被害)

- 海賊版撲滅のための官民の協力、民民の協力は非常に進んだが、被害は拡大しており、取組が追いついていない。

(国際連携)

- 政府においてベトナム等の海賊版を作っている国への働きかけを進めていると伺っているが、今後はさらに前に進めて、海賊版の最大の消費国である米国での啓蒙活動を政府の力も借りて行っていきたい。

(ローカライズ)

- 日本の作品を海外流通させる際、現地の文化や言葉のコンテキスト、視聴習慣などを踏まえたローカライゼーションが非常に重要。
- 特にアニメ作品においては、視聴者の大半が吹き替え版で楽しんでおり、字幕、吹き替えの品質向上に加え、アクセシビリティへの配慮を含めた環境整備が欠かせない。

- 2024年12月には6億アクセスに迫るなど、以前の最悪期を超える被害状況となったものの、その後の対策によって複数のサイトが閉鎖され、2025年12月には1億アクセスの大台を割り込み、2026年1月時点では8000万アクセス強となった。
- しかしながら、依然として8000万アクセスを超える海賊版被害が存在しているため、引き続き官民連携した対策が重要。



- 2025年の日本発コンテンツ（映像・出版・音楽・ゲーム）のオンライン上の海賊版被害額は5.7兆円と推計。さらに、2025年の偽キャラクターグッズによる被害額は4.7兆円と推計され、日本発コンテンツの海賊版被害額は合計で約10.4兆円。
- オンライン上の海賊版被害額は、2022年の調査時には2.0兆円と推計されており、2025年の5.7兆円まで概ね3年で3倍に拡大している。
- 被害額の拡大にはここ数年の為替・物価等の変動が大きく影響しているが、インターネットの更なる普及に伴うネット接続人口や海賊版利用者数の増加、日本発コンテンツの世界的な浸透の加速等の原因があると考えられる。

オンライン海賊版被害額	2022年	2025年
映像	0.9兆円	2.3兆円
出版	0.8兆円	2.6兆円
音楽	0.1兆円	0.3兆円
ゲーム	0.1兆円	0.5兆円
小計	2.0兆円	5.7兆円
キャラクターグッズ	(調査実績なし)	4.7兆円
合計	-	10.4兆円

※ 2022年、2025年ともにアンケート調査結果を係数化して推計した被害額を比較

¹2022年調査の被害額推計方法のうちアンケート結果を起点とした推計方法による被害額

²2025年調査の「ユーザー起点推計」による被害額（2022年調査と同じ推計方法の額）

インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー（策定：2019年10月、更新：2021年4月、2024年5月）

「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」等の議論を踏まえ、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、以下に掲げる対策を総合的に実施する。

① 海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組

国内における著作権教育・意識啓発

・2020年著作権法改正により導入されたリーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化の周知・普及啓発を含め、官民で連携しながら、著作権教育・意識啓発のより一層の効果的な展開を図る

総 文 経

検索サイト対策

・検索事業者と著作権者等との協議を推進し、これらを通じ、海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制への取組を促進する

総 文

アクセス警告方式

・セキュリティ事業者等との協議を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入等の一層の促進を図る

総

フィルタリング

・青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進するとともに、関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上を図る

総

・セキュリティソフトウェアによるフィルタリングの活用に向けた権利者団体とセキュリティソフトウェア会社との連携体制の構築を図る

経

(注)ブロッキングに係る法制度整備については、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討

② 海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

被害の実態把握

・日本コンテンツのインターネット上の海賊版に係る被害実態の継続的な把握を行う(配信先が国外向けか(日本への配信も含む)、専ら当該国内向けか等の類型別での被害額の算出が可能かの検討も含む)

内 警 外 経

国際連携・執行等の強化

・国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続の利用を促進するとともに、国際捜査共助等による捜査の推進を図る

警 法 外 経

・海賊版対策情報ポータルサイトや相談窓口を通じた情報収集及び著作権者等の権利行使を促進する

文

・海賊版サイトの発信者や設置サーバ等の情報の確保を図るため、民間事業者等と協力し国際的なデジタルフォレンジック調査の実施を推進する

経

・悪質なリーチサイトへの捜査を推進する

警

・諸外国との二国間協議や各種国際会議等の場を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を行う

内 総 外 文 経

発信者の特定の強化

・権利侵害を行った者に対する発信者情報開示請求手続の簡易化・迅速化を図る2021年改正プロバイダ責任制限法について、関係機関との連携や周知を実施する

総

プラットフォーム事業者における対応の迅速化・透明化

・インターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務付ける制度整備を進める

総

③ 海賊版サイト運営を可能とする民間サービス等の負のエコシステムに対する対策の取組

海賊版サイトへの広告出稿の抑制

・海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制に関し、権利者等と広告関係団体の合同会議を通じた海賊版サイトリストの共有、広告関係団体の自主的ガイドライン策定・普及の推進を図ることや、広告収入に係る法的整理等の検討を行う

内 総 法 文 経

CDNサービス等の海賊版サイトへの悪用防止

・権利者と通信事業者の合同会議を通じ、個々の海賊版サイトのリストの共有を図るとともに、著作権侵害コンテンツの流通を容易にするために不正利用されるクラウドフレア社などCDNサービス等について、必要な対策の推進を図る

内 総

正規版の流通促進

・海外市場の獲得を視野に入れながら、現地における意識啓発等の活動や、ユーザーにとって利便性の高い形でのコンテンツの正規版の流通を促進する

外 文 経

民間の主体的取組を支援する省庁横断的取組の強化

■ 既存の海賊版に関する相談窓口

文化庁

「インターネット上の海賊版対策に関する相談窓口」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/contact.html>

特許庁

「政府模倣品・海賊版対策窓口」

<https://www.jpo.go.jp/support/ipr/index.html>

JETRO

「模倣品・海賊版被害相談窓口」

<https://www.jetro.go.jp/services/ip.html>



相談窓口

個人クリエイター、
コンテンツ企業等の
権利者の皆様向け！



模倣品・海賊版被害相談窓口



海外における模倣品・海賊版対策を支援します

知的財産権の問題は、事件が起きてから対応するのではなく、事前に権利を取得するなどの準備が重要です。ジェトロでは以下のような海外における知財問題でお困りの方のご相談を受け付けています。

- デジタル化・ネットワーク化が進展する中、我が国のコンテンツの著作権等に対する侵害行為は国境を越えて拡大している状況を踏まえ、インターネット上の海賊版対策について、民間との連携を図りつつ、政府の「総合対策メニュー」に基づき、関係省庁一体となって取組を強化。

1 「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」に基づく取組の更なる推進

国際捜査共助・協力の枠組みの活用や権利者団体との連携等により、海賊版事犯の検挙を推進。

- 国際的な海賊版早バレサイト運営に係る著作権法違反事件

「週刊少年ジャンプ」や「週刊少年マガジン」に連載中の漫画について、画像として複製し、発売5日前に海賊版サイトに違法公開していた外国籍の被疑者2人を検挙。

被疑者らは、組織内で画像を共有し、画像をトリミングしたり、翻訳しながら様々な早バレサイトに提供させている状況が判明。

(令和6年2月、熊本・新潟)



2 海外海賊版サイトの運営者摘発等に向けた国際連携・国際執行の強化

令和7年5月の日越治安当局次官級協議などのハイレベルでの働きかけのほか、事務方レベルでも働きかけを実施。

引き続き、権利者団体や関係省庁と連携しながら、海賊版サイトの運営者が早期に検挙されるよう取組を推進。

3 海賊版・模倣品を容認しない国民の規範意識を啓発する活動の推進

警察白書やホームページにおいて知財侵害事犯の検挙状況等に関する情報を公表するとともに、権利者団体と連携したキャンペーンの開催や関係省庁と連携しての政府広報を活用した啓発活動を実施。

- SARTRAS（※）の「共通目的事業」として、一般社団法人日本ネットクリエイター協会が事務局となり、文化庁と連携し、令和7年1月より、インターネット上の著作権侵害等に対する個人クリエイター等の権利行使（削除申請、侵害者特定、損害賠償請求等）に関する弁護士費用等の支援（「インターネット上の著作権侵害等への権利行使支援事業」）を実施。

※一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（通称：SARTRAS）

■事業の概要

インターネット上の著作権侵害等に対して、著作権等を有する個人等（「個人クリエイター等」）が弁護士に委任して著作権等の行使を行う場合、その費用の一部を支援。（支援対象経費）

主に以下の1～3にかかる費用が対象。

1. 削除請求
2. 発信者情報開示請求
3. 損害賠償請求
（支援上限額）

1件あたり上限150万円（損害賠償請求に係る経費を含む場合は、上限400万円）より、申請時にお預かりする自己負担額（11,000円（税込））を除いた額

インターネット上の著作権侵害等への
権利行使支援事業

▶ 著作権侵害の相談窓口 [無料相談する](#)



無料で相談してみませんか？

著作権侵害トラブルの解決を
私たちがサポートします！

|今すぐ| [無料相談する](#)

1. 海賊版対策国際連携体制の構築

・著作権部局間の二国間協議で構築した関係性を基盤とし、国内外の関係省庁や関係団体、国際機関を巻き込んだ、国をまたぐ著作権侵害に対する権利行使のための国際的な枠組みを形成。

著作権部局を基盤とした有機的連携

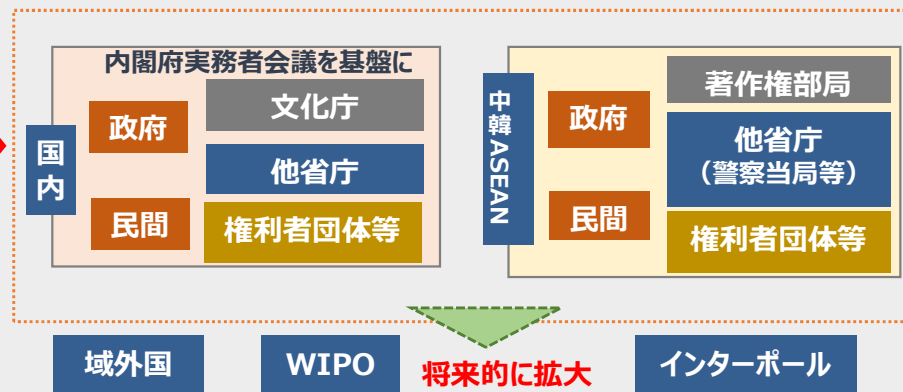
- ・中国、韓国、ベトナムと覚書に基づく著作権部局二国間協議の実施
- ・マレーシア、タイとの覚書の締結等、二国間の連携強化
- ・海外関係者を対象とした海賊版対策実務者セミナー開催



拡大

海賊版対策の実効性を高める多国間・省庁横断の枠組の形成

- ・著作権部局を超えた枠組み「**コンソーシアム**」による国際連携
- ・国際的な**合同普及啓発キャンペーン**の実施（動画の作成・拡散）



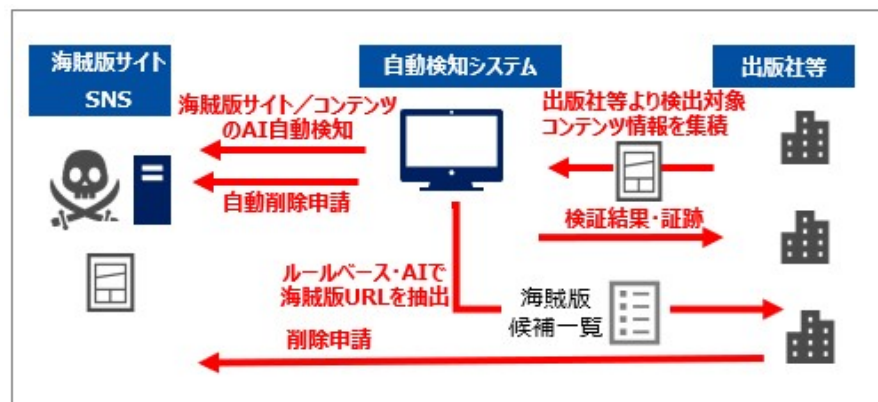
2. 権利行使の支援強化

- ① 著作権侵害に関する相談窓口の設置
- ② 生成AIによる海賊版被害に係る 専門相談窓口
- ③ 権利行使についての専門家による支援（関係団体と連携して実施）
- ④ 権利行使ハンドブックの作成



3. AIを活用した海賊版サイトの実態把握・調査研究

- ・国外における海賊版サイト等の自動検知により侵害の実態把握
- ・権利行使の自動化・一部自動化について検討



- 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）に事業を委託し、権利者や各国の政府機関・著作権関連団体と協力して海賊版対策を実施。
- 「正規版の流通促進」は主に経産省にて実施。

①海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組

著作権教育・意識啓発

- 啓発素材の作成と周知キャンペーンの実施による著作権や海賊版に対する意識啓発。
- 若年層に向けた著作権教育・意識啓発を目的としたPBL型教育プログラムの作成。

フィルタリング

- 定期的にセキュリティソフトウェア団体に対して侵害サイトリストを共有し、フィルタリングに活用するための連携枠組みを構築。

②海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエフォースメントの取組

被害の実態把握

- 2019年度及び2022年度オンライン上で流通する日本コンテンツの被害額について推計。2025年度は左記に加え、偽キャラグッズの被害額を推計。
- 2026年度以降も定期的な実態把握を実施予定。

国際連携・国際執行の強化

- CODAにおける関係団体及び海外当局等関係者との連携（米国MPA、フィリピンIPOP HL、韓国KCPA、中国国家版權局等）。
- 2021年にはCODA北京事務所の開設。中国における著作権認証機構（音楽を除く著作権全般）として機能。国際執行ルートの担保、交流、啓発等。

③海賊版サイト運営を可能とする民間サービス等の負のエコシステムに対する対策の取組

広告出稿の抑制

- 定期的に広告関連団体に対して侵害サイトリストを共有し、当該サイトへの広告掲載を抑制。WIPOアラートにも海賊版サイトリストを共有。

正規版の流通促進

- 日本発コンテンツの海外シェア向上及びイメージアップ。コンテンツ産業成長投資支援事業により、海外展開支援や、流通プラットフォーム支援を通じた海賊版対策との連動を実施予定。

- 生成AIの急速な普及に伴い、学習データの扱いや著作権侵害が大きな社会的課題となり、共同声明の発出や企業への提訴が相次ぐなど、権利保護と技術発展のバランスが問われている。

生成AI時代の創作と権利のあり方に関する共同声明（2025年10月31日 日本動画協会等）（抜粋）

2. 基本的な考え

私たちは生成 AI 技術の進展を歓迎し、その可能性を正しく活かすことで、より多くの人々が創作の喜びを分かち合える社会が望ましいと考えています。一方で、**著作権侵害を容認しないという原則を改めて確認します**。文化的創造の持続可能性と技術革新の恩恵を両立させるためには、生成AIによって人の創作物が学習され、新たに生成物が創出される際、以下の原則が遵守・実行されるべきだと考えます。

- ① 学習段階および生成・公表段階の両方において、著作権法の原則に沿って権利者に必要な許諾を得る等の対応を AI 事業者が取る
- ② 学習データの透明性が担保されている
- ③ 権利者が利用を許諾した場合、権利者への適正な対価還元が行われる

加えて、生成 AI の利用者が他者の著作物をもとにしたことを知らずに生成物を作成・公開し、結果として他のクリエイターの権利を損なう状況を防ぐことも、私たちは必要と考えます。このためには、権利者と AI 事業者、関係省庁をはじめとしたステークホルダー間の連携・協力が不可欠です。

3. 現時点での懸念

● 権利者によるオプトアウトが原則では権利侵害につながる

権利者の明示的な使用許諾なく、生成 AI がアニメや漫画等の著作物を学習し、特定の作品を再現した映像等の生成・公開が可能なシステムを提供することは、著作権法の「権利者の許諾を得てから利用する」という原則に反する行為です。この原則に基づき、権利者が AI 事業者へオプトアウトを申請するのではなく、AI 事業者が権利者に対してオプトインを申請し使用許諾を得ることの徹底が、いま一度求められます。

● データの学習段階における透明性担保が不十分である

生成 AI が学習するデータにおいて、どの著作物や表現をもとに生成されたかが不明なままでは、権利侵害の検証が困難であり、創作への信頼の基盤が損なわれます。また、作品のイメージや創作者の評価を毀損する悪質な行為に適切に対応するためにも、生成 AI が学習するデータの透明性担保は不可欠です。

[（出典）生成 AI 時代の創作と権利のあり方に関する共同声明](#)

生成AI事業者を著作権侵害で共同提訴（2025年8月26日 日本経済新聞社・朝日新聞社）（抜粋）

日本経済新聞社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：長谷部剛）は、朝日新聞社（本社：東京都中央区、代表取締役社長 CEO：角田克）とともに、米国の生成 AI 事業者である「Perplexity AI, Inc.」（カリフォルニア州、以下「パープレキシティ社」という）に対し、著作権侵害行為の差し止めと損害賠償を求める訴訟を 26 日、東京地方裁判所に提起しました。（中略）

パープレキシティ社の行為は両社の著作権（複製権〈著作権法 21 条〉、翻案権〈同 27 条〉、公衆送信権〈同 23 条〉）を侵害しています。

さらにパープレキシティ社は、回答の引用元に両社の社名や記事を表示しながら、記事の内容と異なる虚偽の事実を多数表示しています。情報の正確さが求められる新聞社の信用を著しく毀損しており、不正競争行為（不正競争防止法 2 条 1 項 21 号）に当たります。

記事の複製・送信の差し止めと保存した記事の削除、両社の社名や記事を表示して虚偽の回答を送信することの差し止めを求めます。あわせて著作権侵害や不正競争行為で被った損害の一部として、両社は各 22 億円を請求します。（後略）

[（出典）生成AI事業者を著作権侵害で共同提訴](#)

○ 取引・就業環境整備

- コンテンツ制作現場における就労形態や報酬構造の課題、新人育成期間中の待遇改善に対して、どのような打ち手が考えられるか。
- コンテンツ制作現場の取引環境改善につながる選択肢として、どのようなものが考えられるか。
- 放送コンテンツにおける適正な製作取引と就業環境の推進をどのように推進すべきか。
- コンテンツ分野における多様な働き方に対応した就業環境の整備をどのように推進すべきか。

○ 海賊版対策の強化

- 国際連携や執行体制をどのように強化すべきか。
- 海外現地での相談窓口をどのように整備・機能強化すべきか。
- 著作権侵害に対する権利行使を担う民間団体、権利者企業等への支援としてどのようなものが必要か。
- 生成AIによるコンテンツの学習・生成についても、企業間で連携して対応を進めていくことができないか。